

カシミア100パーセントタグ

発 給 概 要



(一財)ケケン試験認証センター

認証事業部

2009年4月制定

2024年10月改定（第18版）

目 次

1.	カシミヤ100パーセントタグとは？	…	3
2.	タグの意義	…	3
3.	カシミヤ100パーセントタグの概要	…	3
4.	事前審査	…	3
5.	タグの発給に必要な書類	…	4
6.	試験鑑定及び試験対象製品	…	5
7.	手数料	…	6
8.	タグに関するその他の事項	…	7
9.	タグの発給ご依頼について	…	7
10.	買上げ調査	…	7
11.	タグ制度に関する留意点	…	7
12.	その他	…	8
(別紙1) 指定検品会社			
(別紙2) 抜取りする点数の分類			

この冊子は、(一財)ケケン試験認証センター認証事業部（以下、「ケケン」といいます）が発給する「カシミヤ１００パーセントタグ」（以下、「タグ」といいます）について、概要をご説明するものです。

ケケンは、カシミヤ製品に対する適切な理解と品質の適正表示を実現するため、従来から行っているカシミヤ製品の鑑定に加えて、一定の基準を満たした製品ロットに対してタグを発給いたします。

タグが期待される効果を発揮するためには、生産者・流通業者、消費者、試験鑑定・タグ発給者がともに協力して責任を担い合うことが大切であると考え、そのための調査・情報収集・発信にも力を入れて参ります。

1. カシミヤ１００パーセントタグとは？

タグは、カシミヤ製品についてケケンが試験鑑定を行い、「カシミヤ１００パーセント」の表示に相当する製品であると識別した場合に、その製品に取り付けるため発給するものです。尚、発給するタグはケケン指定のものに限ります。

具体的には、発給依頼者の適切な品質管理の下で製造されたカシミヤ製品につき、ケケン又はケケンが指定した検品会社が無作為に抜き取った製品を、ケケンが破壊試験鑑定し、鑑定を行った全ての製品の混用率が９８パーセント以上の結果となった場合に、抜取対象とした残りの全製品にタグを発給いたします。

2. タグの意義

- (1) タグは、生産・流通業者による適切な生産・流通管理、タグ発給者(ケケン)による適切な鑑定、消費者のカシミヤ製品とタグへの理解を前提にして、発給されるもので、カシミヤ１００パーセント製品に対する信頼性を高めるものです。
- (2) タグは、製品の混用率がカシミヤ１００パーセントの表示に相当することを保証するもので、製品のグレード(たとえば高級品、高品位)等を保証するものではありません。
- (3) タグ発給制度は、タグの権利所有者、発給者(いずれもケケン)と発給依頼者が、タグの意義を理解し、情報を共有した上で、それぞれの立場における責任を明確に分担することによって適切に運用されるものです。

3. カシミヤ１００パーセントタグの概要

(1) ケケン指定タグの仕様

①認証範囲

「この製品の素材は、一般財団法人 ケケン試験認証センターがカシミヤ１００％の表示に相当すると判断したものです。」の記載

②ケケンは所有権を有する「KEKEN」のロゴの記載

③ 認証事業部の連絡先（HPアドレス）の記載

(2) 発給単位

１枚単位とし、抜取りを行う対象商品数から抜取り製品点数を控除した枚数を発給します。

4. 事前審査

ケケンとタグ発給依頼者との相互理解を深め、発給手続きをスムーズに行う為に、事前審査をさせていただきます。

具体的には、申請書等の書類をご提出いただいた後、ケケンの職員が訪問のうえ、製造工程及び流過程における品質管理状況等について聴取させていただきます。内容により不備又は懸念があった場合は是正のご報告をいただき、再度聴取させていただきます。但し、申請を取り下げる場合においては必要ございません。

評価の結果が特別審査基準に適合した場合、ケケンよりご報告いたします。ご希望があった場合、特別審査を実施します。

5. タグの発給に必要な書類

全ての書類の提出者は同一者（社）であることを条件とします。

- (1) カシミヤ100パーセントタグ制度利用申込書」（申請書）
- (2) タグ発給依頼書
- (3) 品質管理確認書

タグ発給を依頼する当該商品の製造過程において、品質管理をどのように実行したかについて、工場名・流通経路・品質管理実行内容・販売先を記載してください。

- (4) 認証契約書

事前審査終了後に締結させていただきます。代表者又はタグ管理の統括ができる職位者の署名により提出して下さい。社名、代表者又は署名者の異動時は、その都度ご連絡ください。改めて締結させていただきます。

- (5) タグ受取及び取付け確認書

タグをお受取り後、提出してください。

6. 試験鑑定及び試験対象製品

タグ発給を受けようとするときは、JISL1030-1 及び 1030-2 による混用率の試験鑑定が必要です。試験鑑定は ISO/IEC17025（JISQ17025）の要求事項に適合した国際 MRA 認定試験所で実施することを条件にしており、現在、ケケンは外部委託先として登録している天津事業所又は中部事業所で行います。
以下、手順をご説明します。

- (1) 試験対象製品の納入と抜取り

タグ発給対象の完成製品すべてをケケン指定の検品会社に納入してください。ケケン又はケケン指定の検品会社が、第三者活動として抜取りを行います。
生地 of 試験鑑定のみによるタグ発給はいたしません。

（別紙1をご参照ください。）

- (2-1) 製品の抜取り点数(次の①～④に定める他、詳細は別紙2をご参照ください。)

① コート、ジャケット類の製品の抜取り点数は、同素材で複数品番の製品を製造し、かつ、色別の合計数量が、タグ発給依頼枚数300枚まで1点、600枚まで2点、以後同様に300枚ごとに各1点を追加します。

② セーター、肌着類の製品の抜取り点数は、同素材で複数品番の製品を製造し、

かつ、色別の合計数量が、タグ発給依頼枚数500枚まで1点、1,000枚まで2点、以後同様に500枚ごとに各1点を追加します。

③ マフラー、手袋、帽子類の製品の抜取り点数は、同素材で複数品番の製品を製造し、かつ、色別の合計数量が、タグ発給依頼枚数700枚まで1点、1,400枚まで2点、以後同様に700枚ごとに各1点を追加します。

④ 毛布の製品抜取り点数は、同素材で複数品番の製品を製造し、かつ、色別合計数量が、タグ発給依頼枚数100枚まで1点、200枚まで2点、以後同様に100枚ごとに各1点を追加します。

(2-2) 製品の抜取り点数（特別審査適合時）

① 布帛製品であるコート、ジャケット類の抜取り製品点数は、同素材で複数品番の製品を製造している場合には、色別合計数量が、タグ発給依頼枚数600枚まで1点、1,200枚まで2点、以後同様に600枚ごとに各1点を追加します。

② ニット製品であるセーター、肌着類の抜取り製品点数は、同素材で複数品番の製品を製造している場合には、色別合計数量が、タグ発給依頼枚数1,000枚まで1点、2,000枚まで2点、以後同様に1,000枚ごとに各1点を追加します。

③ 小物類のマフラー、手袋、帽子類の抜取り製品点数は、同素材で複数品番の製品を製造している場合には、色別合計数量が、タグ発給依頼枚数1,400枚まで1点、2,800枚まで2点、以後同様に1,400枚ごとに各1点を追加します。

④ 毛布の抜取り製品点数は、同素材で複数品番の製品の製造している場合には、色別合計数量が、タグ発給依頼枚数200枚まで1点、400枚まで2点、以後同様に200枚ごとに各1点を追加します。

(3) 同一ロットでの追加申請依頼の抜取り点数（特例）

年度内において同一糸を使用してのタグ申請依頼で追加があった場合、品質管理確認書にその旨記載していることを確認し、色別に初回分との合計が（2）の抜取り点数を超えない場合に限り、1依頼（全色）の合計数量に対し、100枚まで1点、200枚まで2点、以後同様に100枚ごとに各1点を追加します。

但し、初回分からの色別の合計数量が、（2）の抜取り点数を超えた場合には、該当する色については、（2）の抜取り点数に従い抜取りを行います。この場合、該当する色については、特例は適用しません。

(4) 試験鑑定

（2）で抜取りした製品全てを破壊して試験鑑定を行った結果、全てにおいてカシミア混用率の測定値が98.0パーセント以上である場合についてのみ、カシミア100パーセントタグを発給（取付け）します。

(5) 特例

繊維製品品質表示規程第7条第2項で認められている「混用率」に関する品質表示上の特例は、そのまま適用します。

但し、毛布において、毛羽部分の表示があっても毛羽を構成している繊維以外組成繊維を除外することはできません。

7. 手数料

手数料は、以下のとおりとし、タグ発給に当たっての手数料は以下の通りです。

- (1) タグ発給手数料
1枚あたり 20円
- (2) 特別審査手数料
実費
- (3) 試験鑑定手数料 (参考)
1点あたり 16,500円 (但し、カシミヤの他に混紡されていた場合については、その組成(素材)内容により異なります。)
外部委託先(当センター中部事業所)よりご請求いたします。
- (4) その他
タグの取付け手数料 (参考)

	日本	中国
コート	260円～	65円～80円
ジャケット	160円～	45円～60円
セーター	110円～	35円～40円
マフラー等小物類	70円～	25円～30円
毛布類		157円～

但し、取り付け方法及び取り付け箇所については、タグの取付け場所(検品会社)にご相談ください。

タグの取付け場所(検品会社)よりご請求いたします。

8. タグに関するその他の事項

- (1) 見本用タグ
タグの大きさ、色、デザイン等の様式を見本用として要請される場合のために、コード番号を付さないものに、「SAMPLE」と印刷したものを提供します。
- (2) タグの取扱注意
タグを製品につけたまま、蒸気プレス of 作業を行わないで下さい。タグが変色する恐れがあります。
- (3) ホームページへの公開
タグの発給後、かつタグ取付け確認書をご提出いただいた後、取付けしたタグの番号及び該当品番をホームページ上で公開いたします。申請者からのご要望により、法定表示者名を掲載いたします。

9. タグの発給ご依頼について

繁忙期においては、試験鑑定に日時を要することがありますので、十分な余裕をもってタグの発給依頼をしていただけますようお願いいたします。

10. 買上げ調査

タグ発給制度の運用状況を確認するため、製品が市場で販売された後、ケケンが速やかに買上げ調査を実施します。

この結果、6(3)項に定めた混用率98.0パーセントに満たない結果が出たときには、次のような措置を講じます。

- (1) 当事者に対する要請

ケケンとは、遅滞なく、認証契約書署名者に対して調査の結果を通知し、原因究明、改善、報告等必要な対応と、関係法規所管省庁、関係取引先及び購入者への報告を行うよう求めることといたします。

(2) 違反の場合の措置

上記の措置にもかかわらず、新たな買上げ等によって改善が見られない場合、又は発給依頼者において違反事例が悪質でないことを証明できない場合、ケケンは、発給依頼者に対するタグの発給を停止し、すでに発給したすべてのタグの回収及び返却を求めるとともに、関係取引先、関係法規所管省庁等に情報提供を行います。

1 1. タグ制度に関する留意点

- (1) 認証書、タグ、報告書及びそれらの一部分であっても、対象商品以外に誤解を招くような方法での使用をしないよう取扱いいただき、又、何らかの事象によりタグが付け替えられないよう管理していただきます。
- (2) ケケンが買上げ調査等によりタグの取消しと判断した場合には、ケケンの要求通り、認証書とタグの返却を行うとともに対象製品のタグに関する全ての宣伝広告を中止していただきます。
- (3) 制度運用上においてケケンから審査、買上げ調査及び苦情の解決を目的とした文書の調査、これに関わる全ての場所への立入り、記録の閲覧及び面談の要請があった場合はご協力いただきます。

1 2. その他

苦情及び異議申立ての処理手順に関する情報が必要な場合は、お問い合わせください。